

福岡県公報

平成二十四年三月十四日
第三千三百七十五号
増刊 ①

目次

規則 (第七号)

○福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

(社会活動推進課) …………… 一

規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十四年三月十四日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第七号

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県特定非営利活動促進法施行条例施行規則(平成十年福岡県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(縦覧期間中の補正)

第五条 条例第二条第六項の書面は、様式第二号による補正書とする。

2 前項の補正書には、補正後の申請書又は書類を添付するものとする。この場合において、法第十条第一項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げるものを補正するときは、それぞれ副本一通を添えるものとする。

第八条を削る。

第七条第一項中「法第二十五条第四項の規定により知事に提出する」を「条例第四条第一項の」に、「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条第二項中「収支予算書」

を「活動予算書」に改め、同条を第八条とする。

第六条の見出し中「役員変更等届出書」の下に「及び添付書類」を加え、同条第一項中「様式第三号」を「様式第四号」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

3 第一項の届出書に添付する変更後の役員名簿には、副本一通を添えるものとする。

ただし、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は仮認定特定非営利活動法人(以下「認定特定非営利活動法人等」という。

)のうち知事が所轄する者以外の者が添付する当該変更後の役員名簿については、この限りでない。

第五条の次に次の一条を加える。

(設立登記完了届出書及び添付書類)

第六条 法第十三条第二項の規定による届出は、様式第三号による届出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録には副本一通を、それぞれ添えるものとする。

第九条及び第十条を次のように改める。

(定款変更届出書及び添付書類)

第九条 条例第四条第三項の届出書は、様式第六号によるものとする。

2 前項の届出書に添付する変更後の定款には、副本一通を添えるものとする。この場合においては、第七条第三項ただし書の規定を準用する。

(定款変更登記完了届出書及び添付書類)

第十条 法第二十五条第七項の規定による登記事項証明書の提出は、様式第七号による提出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の提出書に添付する登記事項証明書には、その写し一通を添えるものとする。この場合においては、第七条第三項ただし書の規定を準用する。

第十八条から第二十条までを削る。

第十七条第一項中「(以下「情報通信技術利用法」という。)」を「(平成十四年法律百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。)」に改め、同条第二項中「規定する」を「の規定による」に、「法第二十九条第一項」を「法第二十五条第七項」

に、「第三十二条の三」を「法第三十二条の三」に、「又は条例第七条に掲げる登記事項証明書若しくは法第二十九条第一項に掲げる登記に関する書類」を、「条例第八条又は法第二十五条第七項の登記事項証明書」に改め、同条第三項中「第十条」を「第十二条」に、「第六条」を「第五条」に改め、同条を第二十七条とし、同条の次に次の三条を加える。

(電磁的記録による保存)

第二十八条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）

以下「電子文書法」という。）第三条第一項の保存は、法第十四条（法第三十九条第二項において準用する場合を含む。）、法第二十八条第一項及び第二項、法第三十五条第一項、法第五十四条第一項（法第六十二条（法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十四条第二項から第四項まで（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づく書面の保存とする。

2 特定非営利活動法人が、前項の書面の保存を電磁的記録により行う場合は、次の各号のいずれかの方法により行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクをもって調製するファイルにより保存する方法

3 特定非営利活動法人は、前項の規定により電磁的記録の保存を行う場合は、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるよう、必要な措置を講じなければならない。

(電磁的記録による作成)

第二十九条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第四条第一項の書面の作成は、法第十四条、法第二十八条第一項、法第三十五条第一項、法第五十四条第二項から第四項までの規定に基づく書面の作成とする。

2 特定非営利活動法人が、前項の書面の作成を電磁的記録により行う場合は、当該特定非営利活動法人の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクをもって調製する方法により作成を行わなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第三十条 法第七十五条の規定により読み替えて適用する電子文書法第五条第一項の縦覧等は、法第二十八条第三項、法第四十五条第一項第五号（法第五十一条第五項及び法第六十三条第五項において準用する場合を含む。）並びに法第五十二条第四項及び法第五十四条第五項（これらの規定を法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の閲覧とする。

2 特定非営利活動法人が、前項の書面の閲覧に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の閲覧を行う場合は、当該事項を当該特定非営利活動法人の事務所に備え置く電子計算機の映像面における表示又は当該事項を記載した書類により行わなければならない。

第十六条中「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十八条とし、同条の次に次の八条を加える。

(認定申請書及び添付書類)

第十九条 条例第十二条第一項の申請書は、様式第十七号によるものとする。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第四十四条第二項第二号及び第三号の書類にはそれぞれ副本一通を添えるものとする。

(認定の有効期間の更新申請書及び添付書類)

第二十条 条例第十二条第二項の規定において準用する場合における同条第一項の申請書は、様式第十八号によるものとする。この場合においては、前条第二項の規定を準用する。

(認定特定非営利活動法人等の定款の変更等)

第二十一条 第七条、第九条、第十条及び第十一条の規定は、法第五十二条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定により、認定特定非営利活動法人

等について法第二十三条、法第二十五条第六項及び第七項並びに法第二十九条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等のうち知事が所轄する者以外の者が、これらの規定による届出又は提出を知事にする場合に適用する。

2 条例第十三条（条例第十七条において準用する場合を含む。）の書面は、様式第十九号によるものとする。

（認定特定非営利活動法人等の代表者変更届）

第二十二條 法第五十三条第一項（法第六十二条において準用する場合を含む。）の規定による届出は、様式第二十号による届出書を知事に提出して行うものとする。

（認定特定非営利活動法人等の役員報酬規程等提出書及び添付書類）

第二十三條 条例第十四条（条例第十七条において準用する場合を含む。）の書類の提出は、様式第二十一号による提出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の提出書に添付する書類には、それぞれ副本一通を添えるものとする。

3 県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等のうち知事が所轄する者以外の者が、第一項及び次条第一項の提出を行う場合には、前項及び同条第二項の規定にかかわらず、副本の添付を要しないものとする。

（認定特定非営利活動法人等が助成金の支給を行った場合の実績の提出書等及び添付書類）

第二十四條 条例第十五条（条例第十七条において準用する場合を含む。）の書類の提出は、助成金の支給の場合には様式第二十二号による提出書を、海外への送金又は金銭の持出しの場合には様式第二十三号による提出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の場合においては、当該書類の副本一通を添えるものとする。

（仮認定申請書及び添付書類）

第二十五條 条例第十七条において準用する場合における条例第十二条第一項の申請書は、様式第二十四号によるものとする。この場合においては、第十九条第二項の規定を準用する。

（合併認定申請書）

第二十六條 条例第十八条の申請書は、様式第二十五号によるものとする。

第十五条中「規定により知事に提出する届出書」を「規定による届出」に改め、「様式第十五号による」の下に「届出書を知事に提出して行う」を加え、同条に次の一項を加え、同条を第十七条とする。

2 前項の届出書に添付する登記事項証明書にはその写し一通を、財産目録には副本一通を、それぞれ添えるものとする。

第十四条中「第八条」を「第九条」に改め、同条を第十六条とする。

第十三条中「により」を「を知事に提出して」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条の見出し中「清算人就職届出書」を「清算人就任届出書」に改め、同条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条を第十四条とする。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

（事業報告書等の提出）

第十一条 条例第六条の事業報告書等の提出は、様式第八号による提出書を知事に提出して行うものとする。

2 前項の提出書に添付する事業報告書等には、副本一通を添えるものとする。この場合においては、第七条第三項ただし書の規定を準用する。

（電子閲覧）

第十二条 条例第七条の規定による閲覧のほか、知事は、直近三事業年度の事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第十条第一項第七号の事業計画書、同項第八号の活動予算書及び法第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第七号の事業計画書、法第三十四条第五項において準用する法第十条第一項第八号の活動予算書及び法第三十五条第一項の財産目録。ただし、年間役員名簿の住所又は居所に係る部分並びに社員のうち十人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面は除く。）及び役員名簿（法第十条第一項第二号イの役員名簿をいい、住所又は居所に係る部分については年間役員名簿に同じ。）並びに直近の定款の情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧（以下「電子閲覧」という。）に供することができる。

2 第四条第二項及び第三項の規定は、電子閲覧について準用する。この場合において、「同条第二項中「前項」とあるのは「第十二条第一項」と、同条第二項及び第三項中「電子縦覧」とあるのは「電子閲覧」と読み替えるものとする。

様式第一号備考(2)中「次の書類」や「次に掲げる書類(条例第2条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、④の書類を除く。)」及び「(法第10条第1項第2号ロ)」の次に「【1部】」や「(法第10条第1項第2号ハ)」の次に「【1部】」や「(法第10条第1項第3号)」の次に「【1部】」や「(法第10条第1項第4号)」の次に「【1部】」や「(法第10条第1項第6号)」の次に「【1部】」や「収支予算書」や「活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)」の次に「」を挿入する。

様式第二号から様式第八号までを次のように改める。

様式第2号（第5条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

（申請者の住所若しくは居所
又は特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
申請者名又は代表者名 印
電話番号

補正書

年 月 日に申請した〔補正する書類の種類〕について不備がありましたので、特定非営利活動促進法第10条第3項（同法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により、下記のとおり補正を申し立てます。

記

- 1 補正の内容
- 2 補正の理由

（備考）

- （1）〔補正する書類の種類〕には、申請書の場合は、その申請書の名称（「設立認証申請書」等）を、申請書に添付された書類の場合は、当該申請書の名称及び当該書類を特定することができる文言（「設立認証申請書に添付する法第10条第1項第1号の書類」等）を記載すること。
- （2）1には、補正する箇所について、補正後と申請段階の記載の違いを明らかにした対照表を記載すること。
- （3）補正書には、補正後の書類を添付すること。ただし、以下の書類について補正を行う場合は、補正後の書類各2部を添付すること。
 - ① 定款
 - ② 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）
 - ③ 設立趣旨書又は合併趣旨書
 - ④ 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の事業計画書
 - ⑤ 設立若しくは合併当初の事業年度又は定款変更の日の属する事業年度及びそれらの翌事業年度の活動予算書（その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。）
- （4）用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名 印
電話番号

設立登記完了届出書

設立の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

（備考）

- （1） この届出書には、登記事項証明書2部（うち写し1部）及び財産目録2部を添付すること。
- （2） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第4号（第7条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名 印
電話番号

役員変更等届出書

下記のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

変更年月日 変更事由	役名	氏名（フリガナ）	住所又は居所

(備考)

- 「変更事由」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所（又は居所）の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため、又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載すること。
- 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 「住所又は居所」の欄には、条例第2条第2項に掲げる書面によって証される住所又は居所を記載すること。
- 役員が新たに就任した場合（任期満了と同時に再任された場合を除く。）は以下の書類を添付すること。
 - 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本（法第23条第2項）
 - 当該各役員の住所又は居所を証する書面（法第23条第2項）
- 変更後の役員名簿については、2部を添付すること（ただし、本県以外の都道府県に主たる事務所を設置し、本県にその他の事務所を置く認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する場合は、1部とする。）。
- 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地

特定非営利活動法人の名称（フリガナ）

代表者氏名

印

電話番号

定款変更認証申請書

下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

(備考)

- (1) 1には、変更しようとする定款の条文等について、変更後と現行の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載すること。変更しようとする時期を定めている場合には、その旨も記載すること。
- (2) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本（法第25条第4項）〔1部〕、変更後の定款（法第25条第4項）〔2部〕並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書（当該定款の変更が法第11条第1項第3号又は第11号に掲げる事項に係る変更を含むものであるときに限る。）（法第25条第4項）〔2部〕を添付すること。
- (3) 所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合には、(2)に掲げる書類のほか以下の書類を添付すること。
 - ① 役員名簿（役員の氏名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿をいう。）（法第26条第2項）〔2部〕
 - ② 法第2条第2項第2号及び法第12条第1項第3号に該当することを確認したことを示す書面（法第26条第2項）〔1部〕
 - ③ 直近の法第28条第1項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は法第10条第1項第7号の事業計画書、同項第8号の活動予算書及び法第14条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は法第34条第5項において準用する法第10条第1項第7号の事業計画書、法第34条第5項において準用する法第10条第1項第8号の活動予算書及び法第35条第1項の財産目録）（法第26条第2項）〔1部〕
- (4) 法第52条第3項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、認定特定非営利活動法人等が法第26条第1項の所轄庁の変更を伴う定款の変更の申請をする場合には、(2)

及び(3)に掲げる書類のほか、以下の書類を添付すること。

① 法第44条第2項第1号に規定する寄附者名簿の写し(仮認定特定非営利活動法人は除く。)、同項第2号に規定する認定又は仮認定の基準に適合する旨を説明する書類及び法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類の写し、同項第3号に規定する寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類の写し

② 認定又は仮認定の通知書の写し

③ 所轄庁に提出した直近の法第54条第2項第2号から第4号までに規定する以下の書類の写し

イ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

ロ 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項及び以下に掲げる書類

(イ) 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項

(ロ) 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項

(ハ) 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項

(ア) 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第1順位から第5順位までの取引

(イ) 役員等との取引

(ニ) 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは3親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日

(ホ) 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項

(ヘ) 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日

(ト) 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が200万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日

ハ 法第45条第1項第3号(ロに係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条の欠格事由のいずれにも該当しない旨を説明する書類

④ 所轄庁に提出した直近の法第54条第3項及び第4項に規定する以下の書類の写し

イ 助成金の支給の実績を記載した書類

ロ 海外への送金又は金銭の持出し(その金額が200万円以下のものを除く。)を行う場合で、事前に、その金額及び使途並びにその予定日(事前の作成が困難な場合はその実施日)を記載した書類

(5) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名 印
電話番号

定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本及び変更後の定款を添えて届け出ます。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

（備考）

- （1） 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表及び変更した時期を記載すること。
- （2） この届出書には、議事録の謄本1部及び変更後の定款2部を添付すること（ただし、本県以外の都道府県に主たる事務所を設置し、本県にその他の事務所を置く認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する場合は、副本の添付を要しない。）。
- （3） 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによること。
- （4） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名 印
電話番号

定款変更登記完了提出書

定款の変更の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第25条第7項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、登記事項証明書を添えて提出します。

（備考）

- （1） この提出書には、登記事項証明書2部（うち写し1部）を添付すること（ただし、本県以外の都道府県に主たる事務所を設置し、本県にその他の事務所を置く認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する場合は、写しの添付を要しない。）。
- （2） 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによること。
- （3） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名 印
電話番号

事業報告書等提出書

下記に掲げる前事業年度（ 年 月 日から 年 月 日まで）の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、提出します。

記

- 1 前事業年度の事業報告書
- 2 前事業年度の活動計算書
- 3 前事業年度の貸借対照表
- 4 前事業年度の財産目録
- 5 前事業年度の年間役員名簿
- 6 前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び住所又は居所を記載した書面

（備考）

- （1） この提出書には、上記の提出書類各2部を添付すること（ただし、本県以外の都道府県に主たる事務所を設置し、本県にその他の事務所を置く認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出する場合は、副本の提出を要しない。）。
- （2） 特定非営利活動に係る事業のほか、その他の事業を行う場合には、活動計算書を一つの書類の中で別欄表示し、また、その他の事業を実施していない場合は脚注においてその旨を記載する、あるいは、その他の事業の欄全てに「ゼロ」を記載する。
- （3） 5の書類は、前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所並びにこれらの者についての前事業年度における報酬の有無を記載した名簿をいう。
- （4） 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等が法第52条第1項（法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、本県以外の関係知事に提出する場合には、提出先の各都道府県が定めるところによること。
- （5） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第九号中「(第11条関係)」や「(第13条関係)」に定める「回覧式懸念(一)中「証する書面」の次に「(法第31条第3項)」を挿入する。

様式第十号中「(第12条関係)」や「(第14条関係)」に「住所又は居所」や「住所」に定める「回覧式懸念(二)中「(条例第7条第1項)」や「(条例第8条第1項)」に定める。

様式第十一号中「(第12条関係)」や「(第14条関係)」に「住所又は居所」や「住所」に「清算人就職届出書」や「清算人就任届出書」に「就職した」や「就任した」に定める「回覧式懸念(三)中「(条例第7条第2項)」や「(条例第8条第2項)」に定める。

様式第十二号中「(第12条関係)」や「(第14条関係)」に「住所又は居所」や「住所」に定める「回覧式懸念(三)中「(条例第7条第3項)」や「(条例第8条第3項)」に改める。

様式第十三号中「(第13条関係)」や「(第15条関係)」に「住所又は居所」や「住所」に定める。

様式第十四号中「(第14条関係)」や「(第16条関係)」に定める「回覧式懸念(三)中次に掲げる書類」の次に「(条例第9条第2項において準用する条例第2条第3項の規定の適用を受ける場合にあつては、⑤の書類を除く。)」や「(法第34条第4項)」の次に「【1部】」や「(法第10条第1項第2号ロ)」の次に「【1部】」や「(法第10条第1項第2号ハ)」の次に「【1部】」や「(法第10条第1項第4号)」の次に「【1部】」や「収支予算書」や「活動予算書(その行う活動に係る事業の収益及び費用の見込みを記載した書類をいう。)」に定める。

様式第十五号及び様式第十六号を削り、様式第十四号の次に次の十一様式を加える。

様式第15号（第17条関係）

年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称（フリガナ）
代表者氏名 印
電話番号

合併登記完了届出書

合併の登記を完了したので、特定非営利活動促進法第39条第2項において準用する同法第13条第2項の規定により、登記事項証明書及び財産目録を添えて届け出ます。

（備考）

- （1） この届出書には、登記事項証明書2部（うち写し1部）及び財産目録2部を添付すること。
- （2） 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第16号(第18条関係)

<表 面>

第 号	
所 属	
職 名	
氏 名	
特定非営利活動促進法第41条第3項 の規定による職員の証	
	年 月 日発行
(有効期限	年 月 日)
福岡県知事	印

写 真
福岡県印

<裏 面>

この証を携帯する者は、特定非営利活動促進法第41条第3項(同法第64条第7項において準用する場合を含む。)の規定により、特定非営利活動法人の業務及び財産の状況等を検査する職権を行うものである。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格B列8番とする。

様式第17号 (第19条関係)

受付印

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

年月日 福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒		電話 () —
	(フリガナ)			FAX () —
	法人名			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			印
	設立年月日	年 月 日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
	事業年度	月 日～ 月 日		
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間) (過去に認定した所轄庁)	有・無 { 自 年 月 日 至 年 月 日 () }	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
	過去の仮認定の有無 (仮認定を受けた日) (過去に仮認定した所轄庁)	有・無 (年 月 日) ()		
	認定取消の有無 (取 消 日) (取り消した所轄庁)	有・無 (年 月 日) ()		
仮認定取消の有無 (取 消 日) (取り消した所轄庁)	有・無 (年 月 日) ()			

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので、申請します。

(現に行っている事業の概要)

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役 職
〒		
電話 () — FAX () —		
〒		
電話 () — FAX () —		

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は仮認定の取消しを受けている場合は、その取消しの日から5年を経過した日以後でなければ認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定（有効期間の更新を除きます。）又は認定取消を複数回受けている場合は、直近の認定の有効期間又は取消日を記載してください。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断できる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

(注意事項)

- ・ 認定の有効期間の更新を受けようとする法人は、認定の有効期間満了の日の6月前から3月前までの間（更新申請期間）に更新の申請をしなければなりません。この更新申請期間内に更新の申請をしない場合（災害その他やむを得ない事由により更新申請期間内に更新の申請をすることができない場合は除きます。）は、改めて認定の申請を行うこととなります。
- ・ 認定の有効期間の欄には、直近の法第44条第1項の認定を受けた日から継続している有効期間を記入してください。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。
(既に所轄庁に提出している書類のうち、その記載した事項に変更のないものを除きます。)
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断できる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

(認定の有効期間の更新申請書次葉)

申請法人名

上記以外の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒 電話 () — FAX () —		
〒 電話 () — FAX () —		
〒 電話 () — FAX () —		
〒 電話 () — FAX () —		
〒 電話 () — FAX () —		
〒 電話 () — FAX () —		
〒 電話 () — FAX () —		
〒 電話 () — FAX () —		

様式第19号（第21条関係）

受付印

認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書
仮認定特定非営利活動法人の定款変更の認証を受けた場合の提出書

年 月 日 福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	本県に設置しているその他の事務所の所在地	〒 電話（ ） —
	(フリガナ) 法人名	
	(フリガナ) 代表者の氏名	Ⓜ
	認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する所轄庁の定款の変更の認証を受けたので、同法第52条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

定款変更の 認証日	定款変更の内容	添付書類	チェック
		<ul style="list-style-type: none"> ・社員総会の議事録の 謄本 ・変更後の定款 	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等は、所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

様式第20号（第22条関係）

認定特定非営利活動法人の代表者変更届
仮認定特定非営利活動法人の代表者変更届

受付印

<p>年 月 日</p> <p>福岡県知事 殿</p>	主たる事務所の所在地	〒
	(フリガナ) 法人名	電話 () ー
	(フリガナ) 代表者の氏名	⑩
	認定（仮認定）の有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日

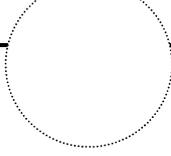
代表者を変更したので、特定非営利活動促進法第53条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定に基づき提出します。

異動年月日	変更後の代表者の氏名及び住所	変更前の代表者の氏名及び住所

様式第21号（第23条関係）

認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書
仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書

受付印



年 月 日

福岡県知事 殿

主たる事務所の所在地	〒	電話 ()	—
		FAX ()	—
	(フリガナ) 法人名		
	(フリガナ) 代表者の氏名		
認定(仮認定)の有効期間		事業年度	
自 年 月 日		自 年 月 日	
至 年 月 日		至 年 月 日	

特定非営利活動促進法第55条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下の書類を提出します。

(1) 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程	チェック欄	⑤ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
(2) 前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類 (特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類)		⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日		
		⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合(その金額が二百万円以下の場合に限る。)におけるその金額及び使途並びにその実施日		
① 収益の源泉別の明細、借入金その他の資金に関する事項		(3) 法第45条第1項第3号(口に係る部分を除く。)、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類		
② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項				
③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引			認定基準等チェック表(第3表) ※「ロ」の欄の記載は必要ありません。	
④ 寄附者(当該認定特定非営利活動法人等の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人等に対する寄附金の額の合計額が二十万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日			「役員状況」第3表付表1 監査証明書 又は 「帳簿組織の状況」第3表付表2	
		認定基準等チェック表(第4表)(初葉)		
		認定基準等チェック表(第5表)		
		認定基準等チェック表(第7表)		
		欠格事由チェック表		

(注意事項)

2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等は、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事に提出することとなります。

「認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書・仮認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等提出書」の記載上の留意点等

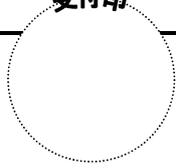
- 1 この用紙は、認定特定非営利活動法人等が、特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度開始の日から3か月以内に特定非営利活動促進法第54条第2項に掲げる書類を所轄庁（2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人等にあつては、所轄庁及び所轄庁以外の関係知事）に提出する際に使用します。
- 2 各書類を作成するごとに右欄の「チェック欄」にチェックし、この用紙を提出書類の一番前にとじて、提出してください。
- 3 提出書類の様式について
特定非営利活動促進法第55条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により提出する書類のうち、「法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨及び法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類」については、認定申請書の添付書類としての「認定基準等チェック表」の第3表（「ロ」の欄の記載は必要ありません。）、第3表付表1・2、第4表（初葉）、第5表、第7表及び欠格事由チェック表を使用することができますが、その際には第3表の「年 月 日～年 月 日」の欄に当該事業年度を記載の上、使用してください。

「認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書・仮認定特定非営利活動法人が助成金の支給を行った場合の実績の提出書」の記載上の留意点等

- 1 この提出書は、認定特定非営利活動法人等が助成金の支給を行った場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により助成の実績を記載した書類を所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。
- 2 「助成対象の事業等」の欄は、事業等の内容を具体的に記載します。

様式第23号（第24条第1項関係）

認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書
仮認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書
受付印

 年 月 日 福岡県知事 殿	主たる事務所 の所在地	〒 電話 () -	
	(フリガナ)		
	法人名		
	(フリガナ)		
	代表者の氏名	⑩	
	認定(仮認定)年月日	年 月 日	
認定(仮認定)の有効期間	自	年 月 日	
	至	年 月 日	

海外へ200万円超の [送金
金銭の持出し] を [行うことになった
行った] ので、特定非営利活動促進法

第55条第2項(同法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、以下のとおり提出します。

金額	使 途	予 定 日 (実 施 日)
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日
円		年 月 日

(事前に提出できなかった場合の理由)

「認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書・仮認定特定非営利活動法人が海外への送金又は金銭の持出しを行う場合の提出書」の記載上の留意点等

- 1 この提出書は、認定特定非営利活動法人等が200万円超の海外への送金又は金銭の持出しを行う場合に、特定非営利活動促進法第55条第2項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により金額等を記載した書類を事前に所轄庁に提出する必要がありますので、その際に使用します。
- 2 「事前に提出できなかった場合の理由」の欄は、災害に対する援助その他緊急を要し事前の提出ができなかった場合にその理由を具体的に記載します。

(注意事項)

- ・ 申請書を提出する日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していなければ仮認定申請書を提出することができません。
- ・ 法人の設立の日から5年を経過していない法人でなければ仮認定申請書を提出することができません。
- ・ 過去に認定又は仮認定を受けたことのある法人は仮認定申請書を提出することができません。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。
- ・ 「事務所の責任者」とは、その事務所における判断事項について責任を持って判断できる者をいいます。
- ・ 「上記以外の事務所の所在地」については、定款に記載のある従たる事務所を全て記入してください。

様式第25号（第26条関係）

受付印

特定非営利活動促進法第63条第1項又は同条第2項の合併の認定を受けるための申請書

年月日 福岡県知事 殿	主たる事務所の所在地	〒		電話 () —
	(フリガナ)			FAX () —
	法人名			
	(フリガナ)			
	代表者の氏名			㊟
	認定(仮認定)年月日	年 月 日	法第63条第1項申請において適用するパブリックサポートテスト基準	
	<input type="checkbox"/> 認定の有効期間 <input type="checkbox"/> 仮認定	自 年 月 日 至 年 月 日	<input type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条例個別指定法人	
事業年度	月 日～ 月 日			

特定非営利活動促進法第63条 第1項
第2項 の合併の認定を受けたいので、申請します。

法人名	主たる事務所の所在地	現に行っている事業の概要	区分
合併後存続する法人名又は合併によって設立する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外
合併によって消滅する法人名 (代表者名)	電話 () — FAX () —		認定 ・ 仮認定 ・ 上記以外

合併によって消滅する法人が複数ある場合には、次葉に記載してください。

(注意事項)

- ・ この申請書は、特定非営利活動促進法第63条第3項の規定に基づき、同条第1項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人又は同条第2項の認定を受けようとする仮認定特定非営利活動法人が、同法第34条第3項の認証の申請に併せて、所轄庁に提出してください。
- ・ 申請本文の

第1項
第2項

 は、いずれか一方の不要文字を二本線で抹消します。
- ・ 区分欄は、その法人が該当する一つを「○」で囲みます。
- ・ この申請に係る実績判定期間については、合併後存続する法人又は合併によって消滅する各法人（合併によって法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する各法人）の各事業年度のうち申請書提出の直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から申請書提出の直前に終了した各事業年度の末日までの期間となります。
- ・ 申請書には知事が別に定める書類を添付してください。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。